

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に
基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（答申）

平成20年7月

中央環境審議会

1. 背景

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下、「化管法」という。）に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定については、以下の法律の基本的考え方に基づき、平成12年2月の関係審議会答申（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について（答申）（平成12年2月）」、以下、「前回答申」という。）で具体的な選定基準が定められ、それに従って物質選定が行われている。

PRTR（化学物質排出・移動量届出制度：Pollutant Release and Transfer Register）及びMSDS（化学物質等安全データシート：Material Safety Data Sheet）の対象化学物質となるのが「第一種指定化学物質」であり、法においては、

- ① 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの、
- ② 当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が①に該当するもの、
- ③ 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの、

のいずれかに該当し、かつ、

- ④ その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものとされている（法第2条第2項）。

また、MSDSのみの対象となる「第二種指定化学物質」は、上の①から③のいずれかに該当し、かつ、

- ④' その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質で政令で定めるものとされている（法第2条第3項）。

具体的には、政令において、PRTR制度及びMSDS制度の対象となる第一種指定化学物質として354物質、そのうち人に対する発がん性があると判断された特定第一種指定化学物質として12物質、MSDS制度のみ対象となる第二種指定化学物質として81物質が指定されている（化管法施行令第1条別表第一及び第2条別表第二）。

平成19年8月の「中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間とりまとめ」においては、化管法対象物質について、以下の観点から見直しを実施すべきとされた。

一方、化学物質の製造、輸入、使用の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、これらの指定化学物質については、法施行後の化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、現行の指定化学物質の選定基準を踏まえて物質指定の見直しを実施すべきである。また、その際、5年間のPRTR制度に基づく各物質の届出や推計の状況、環境リスク評価の結果等についても考慮することが必要である。

なお、化管法における物質指定の基準については、化学物質管理を巡る国際的な状況を踏まえつつ、化学品の分類及び表示に関する世界表示システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals : GHS）との整合化を目指すべきである。また、特定第一種指定化学物質については、現行では、人に対する発がん性があると判断された物質を指定しているが、GHSとの整合性を踏まえ、新たなエンドポイントの追加（例えば、ヒト生殖細胞に対する変異原性や人に対する生殖毒性）を検討すべきである。

さらに、今後とも、化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質の見直しを行うべきである。

2. 化管法対象物質見直しの考え方

上述の背景を踏まえ、化管法対象物質の見直しを進める必要がある。

基本的な考え方として、現行の指定化学物質の選定基準を尊重しつつ、化学物質の有害性に関する新たな知見やGHSに関する国連勧告等、PRTR制度の運用開始後の国内外の状況変化を踏まえ、有害性、ばく露それぞれの観点から必要に応じた見直しを行うこととする。

具体的には、以下の考え方により物質の再選定を行う。

<有害性の判断基準>

現行の選定の考え方では、有害性の判断に係る項目として、評価手法が確立して一定のデータの蓄積のある項目としており、1. 発がん性、2. 変異原性、3. 経口慢性毒性、4. 吸入慢性毒性、5. 作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性、6. 生殖発生毒性、7. 感作性、8. 生態毒性、9. オゾン層破壊物質、を対象項目として選定し、各項目についてPRTR及びMSDS対象化学物質の具体的な選定基準を設定している。

現時点においても、評価手法の確立及びデータ蓄積の観点からは、上記の9項目を選定することが妥当と考えられる。また、今回の見直しにおいては、有害性の項目及び具体的な選定基準は、現行のものを引き続き採用することとする。なお、GHSとの整合化の推進に関しては、今後、国内外の関係制度との連携を図りながら検討を進めることとする。

<特定第一種指定化学物質>

前回答申では、有害性ランクで発がん性クラス1の物質を、特に重篤な障害をもたらす物質として特定第一種指定化学物質に指定している。GHSでは、発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖毒性等について、混合物の分類における製品中の対象物質の限界濃度を通常の1%から0.1%に切り下げることにより、これらの有害性に対応した管理を強化していることにかんがみ、今回の選定においては、以下のカテゴリーの物質を特定第一種指定化学物質の対象とする。

発がん性 人に対して発がん性あり（現行基準：クラス1、GHS：区分1A）
（現行対象と同様）

生殖細胞変異原性 ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する（GHS：区分1A）

生殖発生毒性 人の生殖能力を害する又は人に対する発生毒性を引き起こす（現行基準：クラス1、GHS：区分1A）

<有害性の情報源>

化管法対象物質を選定するための有害性データに関する情報源について、最新の科学的知見を踏まえた情報源に更新する。

具体的には、別表1のとおり、前回答申において用いられた情報源に加えて、GHS危険有害性分類事業（厚生労働省、経済産業省、環境省：平成18年2月～平成19年2月公表）において用いられた情報源を用いることとする。このうち、前回答申において用いられた情報源及びGHS危険有害性分類事業におけるPriority-1情報源の中から試験条件等の信頼性を確認できたものを優先順位1の情報源として用いることとし、当該情報源から情報が得られなかった場合、GHS危険有害性分類事業におけるPriority-2情報源の情報を収集し、上述のデータと同等の試験条件等の信頼性を確認できたものをを用いることとする。また、優先順位1の情報源のうち、①発がん性におけるIARC評価、②経口慢性毒性におけるWHO水道水質ガイドライン、EPA水質クライテリア及び日本の水質汚濁にかかる環境基準値と要監視項目指針値、③吸入慢性毒性におけるWHO欧州地域事務局大気質ガイドライン及び日本の大気汚染に係る環境基準値については、前回答申と同様の優先的な取扱いを行うこととする。

<環境での存在に関する判断基準>

現行基準では、第一種指定化学物質については、1年間の製造輸入量が一定量（100トン、農薬及び特定第一種指定化学物質については10トン、オゾン層破壊物質については累積製造輸入量が10トン）以上のもの又は一般環境中で最近10年間に複数地域から検出されたものであって現時点で製造・輸入等の取扱いがないことが明らかであるものを除いたものを対象としている。また、第二種指定化学物質については、1年間の製造輸入量が1トン以上のもの又は一般環境中で最近10年間に1地域から検出されたものとしている。

化管法施行後5年間（平成13年度～17年度）のPRTR届出・推計結果を見ると、PRTR対象物質354物質のうち、PRTR届出排出・移動量が0であった物質は22物質（6.2%）であり、PRTR届出排出・移動量及び届出外排出量が0であった物質は10物質（2.8%）であり、例外的な物質を除き、環境への排出実態があることが明らかになった。このため、環境中での存在に関する判断基準としては、現行の基準を引き続き採用することとし、データについては、直近のものを用いた評価を行うこととする。

なお、現行の第一種指定化学物質については、環境での存在に関する情報として、製造輸入量及び一般環境中での検出に加えて PRTR に基づく排出・移動実績についても考慮することも場合によっては必要である。すなわち、現行第一種指定化学物質のうち、①1年間の製造輸入量が一定量以上及び②最近10年間で一般環境中複数地点の検出のいずれの条件も満たさなくなったものであっても、PRTR に基づく届出・推計実績がある場合には、初期リスク評価等におけるリスクの懸念等を踏まえ、引き続き第一種指定化学物質として残すこととする。

<物質選定>

上記の考え方にに基づき、有害性の判断基準と環境での存在に関する判断基準をともに満たす別表2（第一種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質）、3（第二種指定化学物質）に示す物質を、新たな化管法対象物質として選定することが適当である。

3. 今後の課題

今回、化管法対象から除外される現行対象物質のうち、環境での存在（製造・輸入量又は一般環境中での検出）にかかる判断基準を満たさなくなったものについても、有害性の観点からは引き続き注意を要する物質であり、除外に伴う製造量等の増加の可能性もある。このため、このような物質については、引き続き、製造・輸入状況の把握や一般環境中での存在の監視に努める必要がある。さらに、このような物質については、事業者による自主的な取組として、今後とも MSDS の提供を継続することが望まれる。

今回の対象物質見直しにおいては、対象除外物質の確認の際、初期リスク評価の結果を部分的に用いることとしたが、次回の見直しにおいては、今後の評価作業の進展に応じて、初期リスク評価の結果のより一層の活用を検討することとする。また、次回の見直しにおいては、物質選定基準と GHS との一層の整合化を目指すとともに、付随的生成物の選定に向けた排出量把握方法の確立などの課題に引き続き取り組む必要がある。

有害性情報の収集・整理のための情報源

エンド ポイント	前回答申の情報源	GHS 危険有害性分類事業の情報源	今回の対象物質選定 に用いた情報源
発がん 性	WHO : International Agency for Research on Cancer (IARC: 国際がん研究機関) 米国 EPA (米国環境保護庁) European Union (欧州連合) National Toxicological Program (NTP: 米国国家毒性プログラム) American Conference of Governmental Industrial Hygienists (ACGIH: 米国産業衛生専門家会議) 日本産業衛生学会	Priority-1 (財) 化学物質評価研究機構 (CERI) : 「化学物質安全性 (ハザード) データ集」 CERI・(独) 製品評価技術基盤機構 (NITE) : 「化学物質有害性評価書」 NITE : 「化学物質の初期リスク評価書」 厚労省試験報告 : 「化学物質毒性試験報告」 化学物質点検推進連絡協議会 環境省 : 「化学物質の環境リスク評価」 OECD SIDS Initial Assessment Report WHO/IPCS : EHC WHO/IPCS : Concise International	【優先順位 1】 「前回答申の情報源」
変異原 性	EU WHO/IPCS : Environmental Health Criteria (EHC: 環境保健クライテリア) German Chemical Society-Advisory Committee on Existing Chemicals of Environmental Relevance (BUA) report European Center for Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals (ECETOC) OECD SIDS (Screening Information Data Set) Initial Assessment Report 厚労省試験報告 : 「化学物質	Chemical Assessment Documents (CICAD: 国際簡潔評価文書) ACGIH : Documentation of the threshold limit values for chemical substances ドイツ学術振興会 (DFG) : Occupational Toxicants Critical Data Evaluation for MAK Values and Classification of Carcinogens EU リスク評価書 カナダ環境省 : Priority Substance Assessment Reports オーストラリア NICNAS : Assessment Report ECETOC Patty's Toxicology WHO : IARC 米国 EPA : IRIS NTP	【優先順位 1】 「前回答申の情報源」 「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-1 情報源 【優先順位 2】 「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-2 情報源

	<p>毒性試験報告」 厚労省：「労働安全衛生法有害性調査制度に基づく既存化学物質変異原性試験データ集」</p>	<p>日本産業衛生学会：「許容濃度の勧告」 ATSDR: Toxicological Profile Priority-2 米国国立労働衛生研究所（NIOSH）：</p>	
<p>経口慢性毒性、吸入慢性毒性、作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性</p>	<p>WHO 飲料水質ガイドライン EPA 水質クライテリア 日本の水質汚濁に係る環境基準値と要監視項目指針値 米国 EPA : Integrated Risk Information System (IRIS) WHO 欧州地域事務局大気質ガイドライン 日本の大気汚染に係る環境基準値 ACGIH 日本産業衛生学会 登録農薬 ADI</p>	<p>RTECS WHO/IPCS : 「 ICSC カード (International Chemical Safety Cards) 」 EU European Chemicals Bureau (ECB) : International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) EU 第7次修正指令 Annex I (EU 分類) HSDB: Hazardous Substance Data Bank New Jersey Department of Health and Senior Services : Hazardous Substance Fact Sheet Sittig's Handbook of Toxic and Hazardous Chemicals and Carcinogens BUA Report Dreisbach's Handbook of Poisoning</p>	<p>【優先順位1】 「前回答申の情報源」 「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-1 情報源 「その他」 日本の水質汚濁に係る環境基準値と要監視項目指針値、食品安全委員会評価書、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 : Joint Meeting on Pesticide Residues (Jmpr) 、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 : Joint Expert Committee on Food Additives (JECFA)</p> <p>【優先順位2】 「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
<p>生殖発生毒性</p>	<p>EU リスク警句 (EHC、BUA、ECETOC、SIDS 等で根拠となるデータがある場合)</p>		<p>【優先順位1】 「前回答申の情報源」 「GHS 危険有害性分</p>

			<p>類事業(当時)の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位2】 「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
感作性	<p>日本産業衛生学会(気道感作性第1、2群) ACGIH(EHC、BUA、ECETOC、SIDS等で根拠となるデータがある場合) EUリスク警句(EHC、BUA、ECETOC、SIDS等で根拠となるデータがある場合)</p>		<p>【優先順位1】 「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位2】 「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
生態毒性	<p>ECETOC 環境省において実施して評価した生態影響試験報告 日本において登録されている農薬に関する公表データ EUリスク警句(根拠となるデータがある場合)</p>	<p>Priority-1 環境省「化学物質の生態影響試験について」 環境省:「化学物質の環境リスク評価」 OECD SIDS Initial Assessment Report WHO/IPCS: EHC WHO/IPCS: CICAD EUリスク評価書 カナダ環境省: Priority Substance Assessment Reports オーストラリア NICNAS: Assessment Report ECETOC: Technical Report シリーズ・TR91 (Aquatic Hazard</p>	<p>【優先順位1】 「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位2】 「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>

		<p>Assessment II) *</p> <p>WHO/FAO Pesticide Data Sheets</p> <p>CERI : 「化学物質安全性 (ハザード) データ集」</p> <p>CERI・NITE : 「化学物質有害性評価書」</p> <p>Priority-2</p> <p>AQUIRE (Aquatic Toxicity Information Retrieval)</p> <p>HSDB</p> <p>ECB : ESIS (European Chemical Substances Information System) 、</p> <p>IUCLID</p> <p>ECB : The N-CLASS Database on Environmental Hazard Classification</p> <p>BUA Report</p>	
--	--	---	--

第一種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質の候補リスト

番号	CAS番号	物質名	特定第一種指定化学物質
1	-	亜鉛の水溶性化合物	
2	79-06-1	アクリルアミド	
3	140-88-5	アクリル酸エチル	
4	-	アクリル酸及びその水溶性塩	
5	2439-35-2	アクリル酸二-(ジメチルアミノ)エチル	
6	818-61-1	アクリル酸二-ヒドロキシエチル	
7	141-32-2	アクリル酸ノルマルブチル	
8	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン	
9	96-33-3	アクリル酸メチル	
10	107-13-1	アクリロニトリル	
11	107-02-8	アクロレイン	
12	26628-22-8	アジ化ナトリウム	
13	75-07-0	アセトアルデヒド	
14	75-05-8	アセトニトリル	
15	75-86-5	アセトシアンヒドリン	
16	83-32-9	アセナフテン	
17	78-67-1	二・二' -アゾビスイソブチロニトリル	
18	90-04-0	オルト-アニシジン	
19	62-53-3	アニリン	
20	82-45-1	一-アミノ-九・十一-アントラキノン	
21	141-43-5	二-アミノエタノール	
22	1698-60-8	五-アミノ-四-クロロ-二-フェニルピリダジン-三(二H)-オン(別名クロリダゾン)	
23	120068-37-3	五-アミノ-一-[二・六-ジクロロ-四-(トリフルオロメチル)フェニル]-三-シアノ-四-[トリフルオロメチル]スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)	
24	123-30-8	パラ-アミノフェノール	
25	591-27-5	メタ-アミノフェノール	
26	21087-64-9	四-アミノ-六-ターシャリーブチル-三-メチルチオ-一・二・四-トリアジン-五(四H)-オン(別名トリブジン)	
27	107-11-9	三-アミノ-一-プロペン	
28	41394-05-2	四-アミノ-三-メチル-六-フェニル-一・二・四-トリアジン-五(四H)-オン(別名メタミロン)	
29	107-18-6	アリルアルコール	
30	106-92-3	一-アリルオキシ-二・三-エポキシプロパン	
31	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。)	
32	-	アンチモン及びその化合物	
33	120-12-7	アントラセン	
34	1332-21-4	石綿	○
35	4098-71-9	三-イソシアナトメチル-三・五・五-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	
36	78-84-2	イソブチルアルデヒド	
37	78-79-5	イソブレン	
38	80-05-7	四・四' -イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	
39	4162-45-2	二・三' -[イソプロピリデンビス[(二・六-ジブromo-四・一-フェニレン)オキシ]]ジエタノール	
40	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(三-メチル-四-メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)	
41	149877-41-8	イソプロピル=二-(四-メトキシフェニル-三-イル)ヒドラジノホルマート(別名ピフェナゼート)	
42	66332-96-5	三' -イソプロポキシ-二-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名フルトラニル)	
43	96-45-7	二-イミダゾリジンチオン	
44	13516-27-3	二・二' -[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	
45	-	インジウム及びその化合物	
46	75-08-1	エタンチオール	
47	76578-14-8	エチル=二-[四-(六-クロロ-二-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	
48	36335-67-8	O-エチル=O-(六-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
49	2104-64-5	O-エチル=O-四-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別 名EPN)	
50	40487-42-1	N-(一-エチルプロピル)-二・六-ジニトロ-三・四-キシリジン(別 名ペンディメタリン)	
51	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-一H-アゼピン-一-カルボチオアート (別名モリネート)	
52	149-57-5	二-エチルヘキサ酸	
53	83130-01-2	エチル=(Z)-三-[N-ベンジル-N-[[メチル(一-メチルチオエチ リデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名 アラニカルブ)	
54	100-41-4	エチルベンゼン	
55	98886-44-3	O-エチル=S-一-メチルプロピル=(二-オキソ-三-チアゾリジ ニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)	
56	151-56-4	エチレンイミン	
57	75-21-8	エチレンオキシド	○
58	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル	
59	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル	
60	107-15-3	エチレンジアミン	
61	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸	
62	12427-38-2	N・N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	
63	8018-01-7	N・N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN・N' -エチレ ンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマン ゼブ)	
64	85-00-7	一-一' -エチレン-二・二' -ピリジニウム=ジプロミド(別名ジク アトジプロミド又はジクワット)	
65	80844-07-1	二-(四-エトキシフェニル)-二-メチルプロピル=三-フェノキシベ ンジルエーテル(別名エトフェンロックス)	
66	106-89-8	エピクロロヒドリン	
67	106-88-7	一・二-エポキシブタン	
68	556-52-5	二・三-エポキシ-一-プロパノール	
69	75-56-9	一・二-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	
70	122-60-1	二・三-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
71	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩	
72	7705-08-0	塩化第二鉄	
73	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限 る。)	
74	111-87-5	一-オクタノール	
75	1806-26-4	パラ-オクチルフェノール	
76	-	カドミウム及びその化合物	○
77	105-60-2	イプシロン-カプロラクタム	
78	156-62-7	カルシウムシアナミド	
79	105-67-9	二・四-キシレノール	
80	576-26-1	二・六-キシレノール	
81	-	キシレン	
82	91-22-5	キノリン	
83	-	銀及びその水溶性化合物	
84	98-82-8	クメン	
85	107-22-2	グリオキサール	
86	111-30-8	グルタルアルデヒド	
87	-	クレゾール	
88	-	クロム及び三価クロム化合物	
89	-	六価クロム化合物	○
90	-	クロロアニリン	
91	1912-24-9	二-クロロ-四-エチルアミノ-六-イソプロピルアミノ-一・三・五-ト リアジン(別名アトラジン)	
92	21725-46-2	二-(四-クロロ-六-エチルアミノ-一・三・五-トリアジン-二-イ ル)アミノ-二-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)	
93	129558-76-5	四-クロロ-三-エチル-一-メチル-N-[四-(パラトリルオキシ) ベンジル]ピラゾール-五-カルボキサミド(別名トルフェンピラド)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
133	-	コバルト及びその化合物	
134	111-15-9	酢酸二-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	
135	108-05-4	酢酸ビニル	
136	110-49-6	酢酸二-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	
137	90-02-8	サリチルアルデヒド	
138	420-04-2	シアナミド	
139	139920-32-4	(RS)-二-シアノ-N-[(R)-二-(二-四-ジクロロフェニル)エチル]-三-三-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメツト)	
140	66841-25-6	(S)-アルファ-シアノ-三-フェノキシベンジル=(R)-三(S)-二-二-ジメチル-三-(一-二-二-二-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)	
141	39515-41-8	(RS)-アルファ-シアノ-三-フェノキシベンジル=二-二-三-三-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロパトリン)	
142	57966-95-7	トランス-二-(二-シアノ-二-メキシイミノアセチル)-三-エチルウレア(別名シモキサニル)	
143	615-05-4	二-四-ジアミノアニソール	
144	101-80-4	四-四'-ジアミノジフェニルエーテル	
145	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	
146	100-37-8	二-(ジエチルアミノ)エタノール	
147	29232-93-7	O-二-ジエチルアミノ-六-メチルピリミジン-四-イル=O-O-ジメチルニホスホロチオアート(別名ピリミホスメチル)	
148	28249-77-6	N-N-ジエチルチオカルバミン酸S-四-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	
149	125306-83-4	N-N-ジエチル-三-(二-四-六-トリメチルフェニルスルホニル)-H-一-二-四-トリアゾール-一-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	
150	56-23-5	四塩化炭素	
151	123-91-1	一-四-ジオキサン	
152	646-06-0	一-三-ジオキソラン	
153	15263-53-3	一-三-ジカルバモイルチオ-二-(N-N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名カルタップ)	
154	7696-12-0	シクロヘキサ-一-エン-一-二-ジカルボキシイミドメチル=(R)-一-シス-トランス-二-二-ジメチル-三-(二-メチルプロパ-一-一-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)	
155	108-91-8	シクロヘキシルアミン	
156	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	
157	-	シクロアニン	
158	107-06-2	一-二-ジクロロエタン	
159	75-35-4	一-一-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	
160	156-59-2	シス-一-二-ジクロロエチレン	
161	101-14-4	三-三'-ジクロロ-四-四'-ジアミノジフェニルメタン	
162	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-一-二)	
163	23950-58-5	三-五-ジクロロ-N-(一-一-ジメチル-二-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	
164	-	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-一-一-四)	
165	306-83-2	二-二-ジクロロ-一-一-トリフルオロエタン(別名HCFC-一-二-三)	
166	95-73-8	二-四-ジクロロトルエン	
167	99-54-7	一-二-ジクロロ-四-ニトロベンゼン	
168	89-61-2	一-四-ジクロロ-二-ニトロベンゼン	
169	36734-19-7	三-(三-五-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-二-四-ジオキソイミダゾリジン-一-カルボキサミド(別名イプロジオン)	
170	330-54-1	三-(三-四-ジクロロフェニル)-一-一-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	
171	112281-77-3	(RS)-二-(二-四-ジクロロフェニル)-三-(H-一-二-四-トリアゾール-一-イル)プロピル-一-一-二-二-テトラフルオロエチル=エーテル(別名テトラコナゾール)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
172	60207-90-1	(二RS・四RS)---[二-(二・四-ジクロロフェニル)-四-プロピル---三-ジオキソラン-ニ-イルメチル]---H---・二・四-トリアゾールと(二RS・四SR)---[二-(二・四-ジクロロフェニル)-四-プロピル---三-ジオキソラン-ニ-イルメチル]---H---・二・四-トリアゾールとの混合物(別名プロドコナゾール)	
173	153197-14-9	三-[---(三・五-ジクロロフェニル)---メチルエチル]---三・四-ジヒドロ-六-メチル-五-フェニル-ニH---・三-オキサジン-四-オン(別名オキサジクロメホン)	
174	50471-44-8	(RS)---三-(三・五-ジクロロフェニル)-五-メチル-五-ピニル---・三-オキサゾリジン-ニ・四-ジオン(別名ピンクロソリン)	
175	330-55-2	三-(三・四-ジクロロフェニル)---メキシ---メチル尿素(別名リニユロン)	
176	94-75-7	二・四-ジクロロフェノキシ酢酸(別名二・四-D又は二・四-PA)	
177	1717-00-6	二・二-ジクロロ---フルオロエタン(別名HCFC---四-b)	
178	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC---二)	
179	78-87-5	二・二-ジクロロプロパン	
180	542-75-6	一・三-ジクロロプロパン(別名D-D)	
181	91-94-1	三・三'-ジクロロベンジン	
182	-	ジクロロベンゼン	
183	71561-11-0	二-[四-(二・四-ジクロロベンゾイル)---・三-ジメチル-五-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	
184	1194-65-6	四-(二・四-ジクロロベンゾイル)---・三-ジメチル-五-ピラゾリル=四-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	
185	58011-68-0	二・六-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)	
186	-	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC---二二五)	
187	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	
188	3347-22-6	二・三-ジシアノ---・四-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	
189	101-83-7	N・N-ジシクロヘキシルアミン	
190	4979-32-2	N・N-ジシクロヘキシル-ニ-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	
191	77-73-6	ジシクロペンタジエン	
192	50512-35-1	一・三-ジチオラン-ニ-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	
193	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S-S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	
194	298-04-4	ジチオリン酸O-O-ジエチル-S-(二-エチルチオエチル)(別名エチルチオメト又はジスルホト)	
195	2310-17-0	ジチオリン酸O-O-ジエチル-S-[(六-クロロ-二・三-ジヒドロ-ニ-オキシベンゾオキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)	
196	34643-46-4	ジチオリン酸O-二・四-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	
197	950-37-8	ジチオリン酸S-(二・三-ジヒドロ-五-メキシ-ニ-オキソ---・三・四-チアアゾール-ニ-イル)メチル-O-O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)	
198	121-75-5	ジチオリン酸O-O-ジメチル-S---・二-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	
199	60-51-5	ジチオリン酸O-O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメト)	
200	16090-02-1	ジナトリウム=二・三'-ニ-ピレンビス[五-(四-モルホリノ-六-アザニロ---・三・五-トリアジン-ニ-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名Clフルオレスセント二百六十)	
201	25321-14-6	ジニトロトルエン	
202	51-28-5	二・四-ジニトロフェノール	
203	1321-74-0	ジビニルベンゼン	
204	122-39-4	ジフェニルアミン	
205	101-84-8	ジフェニルエーテル	
206	102-06-7	一・三-ジフェニルグアニジン	
207	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸二・三-ジヒドロ-二・二-ジメチル-七-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボスルファン)	
208	124-48-1	ジブromoクロロメタン	
209	10222-01-2	二・ニ-ジブromo-ニ-シアノアセアミド	
210	-	ジブromoテトラフルオロエタン(別名ハロン---二四〇二)	
211	30560-19-1	(RS)-O-S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名アセフェート)	

番号	CAS番号	物質名	特定第一種 指定化学物質
212	127-19-5	N・N-ジメチルアセトアミド	
213	95-68-1	二・四-ジメチルアニリン	
214	87-62-7	二・六-ジメチルアニリン	
215	121-69-7	N・N-ジメチルアニリン	
216	31895-21-3	五-ジメチルアミノ-一・二・三-トリチアン(別名チオシクラム)	
217	124-40-3	ジメチルアミン	
218	624-92-0	ジメチルジスルフィド	
219	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	
220	82560-54-1	二・二-ジメチル-二・三-ジヒドロ-ベンゾフラン-七-イル=N-[N-(二-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナチル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)	
221	62850-32-2	N・N-ジメチルチオカルバミン酸S-四-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	
222	112-18-5	N・N-ジメチルデシルアミン	
223	1643-20-5	N・N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	
224	52-68-6	ジメチル=二・二・二-トリクロロ-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)	
225	57-14-7	一-一-ジメチルヒドラジン	
226	1910-42-5	一-一'-ジメチル-四・四'-ピピリジニウム=ジクロリド(別名パラコートまたはパラコートジクロリド)	
227	91-97-4	三・三'-ジメチルピフェニル-四・四'-ジイル=ジイソシアネート	
228	23564-05-8	ジメチル=四・四'- (オルト-フェニレン)ビス(三-チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)	
229	793-24-8	N-(一・三-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	
230	119-93-7	三・三'-ジメチルベンジジン(別名オルト-トリジン)	
231	68-12-2	N・N-ジメチルホルムアミド	
232	2597-03-7	二-[ジメチルホスフィノチオイル]チオ-二-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)	
233	7726-95-6	臭素	
234	-	臭素酸の水溶性塩	
235	3861-47-0	三・五-ジヨード-四-オクタノイルオキシペンゾニトリル(別名アイオキシニル)	
236	-	水銀及びその化合物	
237	61788-32-7	水素化テルフェニル	
238	-	有機スズ化合物	
239	100-42-5	スチレン	
240	4016-24-4	二-スルホヘキサデカン酸-一-メチルエステルナトリウム塩	
241	-	セレン及びその化合物	
242	-	ダイオキシン類	○
243	533-74-4	二-チオキソ-三・五-ジメチルテトラヒドロ-二H-一・三・五-チアジジン(別名ダゾメット)	
244	62-56-6	チオ尿素	
245	108-98-5	チオフェノール	
246	77458-01-6	チオリン酸O-一-(四-クロロフェニル)-四-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	
247	333-41-5	チオリン酸O・O-ジエチル-O-(二-イソプロピル-六-メチル-四-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	
248	2921-88-2	チオリン酸O・O-ジエチル-O-(三・五・六-トリクロロ-二-ピリジル)(別名クロルピリホス)	
249	18854-01-8	チオリン酸O・O-ジエチル-O-(五-フェニル-三-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)	
250	122-14-5	チオリン酸O・O-ジメチル-O-(三-メチル-四-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)	
251	55-38-9	チオリン酸O・O-ジメチル-O-(三-メチル-四-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)	
252	41198-08-7	チオリン酸O-四-ブromo-二-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	
253	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O・O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	
254	112-30-1	二-デカノール(別名ノルマル-デシルアルコール)	
255	1163-19-5	デカブromoジフェニルエーテル	
256	334-48-5	デカン酸	